

○さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

～わかりやすい版～

平成23年3月9日

条例第6号

目次

前文

第1章 条例全体のこと（第1条―第8条）

第2章 障害のある人の権利を守ること

第1節 障害のある人への差別を禁止することなど（第9条―第15条）

第2節 障害のある人への虐待を禁止することなど（第16条―第21条）

第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援について（第22条―第31条）

第4章 その他のこと（第32条）附則

前文

さいたま市は、国際連合の障害者の権利に関する条約(☆1)の考え方をふまえ、障害があることを理由にした、どのような差別もない社会になることをめざしています。

さいたま市のめざす社会は、それぞれの人が生まれたときからもっている権利と自由を、障害のある人もない人も、同じように、大切にしよう社会です。市民は、障害のあるなしに関係なく、だれもが基本的人権(☆2)をもつ社会の一員です。

ここに、市民が、だれも侵すことのできない基本的人権をお互いに守りあうことを通して、それぞれの人のかけがえのなさを大切にしながら、安心して地域で生活をおくることのできる社会をめざし、この条例を定めます。

☆1… 障害のある人の権利を守るための国と国との約束ごと。障害のある人に対する差別をなくすこと、障害のある人が社会でいろいろな活動ができるようにすることを目的としています。

☆2… すべての人が生まれたときから当然にもっている権利。平等権（差別されない権利）、自由権（自由に生きる権利）、社会権（人間らしい最低限の生活を保障される権利）などがあります。

第1章 条例全体のこと

第1条（目的）

この条例は、障害のあるなしに関係なく、すべての市民がかけがえのない人間として認めあい、権利を守りあうことによって、安心して生活をおくることのできる地域社会をつくることをめざすものです。

そのため、障害のある人への差別と虐待を禁止し、障害のある人が自分で考え決めることや、社会でさまざまな活動をすることを支援するために必要な手立てを行うことによって、障害のある人が地域社会の一員として暮らし、社会、経済、文化などのさまざまな活動ができるまちづくりにつながることを目的とします。

第2条（定義）

この条例で使われる主なことばの意味は、次のとおりです。

(1)この条例で「市民」とは、さいたま市内に住んでいる人、市内で働いている人、そして市内で学んでいる人です。

(2)この条例で「事業者」とは、さいたま市内でお店や会社を営んでいるすべての組織と人です。

(3)この条例で「障害」とは、次のとおりです。

ア 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害(☆3)など

イ ア以外で心身のはたらきや身体のどこかが、損なわれたり失われたりしていることによって、毎日の生活や社会で活動するために支援が必要な状態

(4)この条例で「障害者」とは、次のとおりです。

ア(3)に示した「障害」のアの障害のある市民

イ(3)に示した「障害」のイの障害があることによって、毎日の生活や社会で活動するのが困難な市民

(5)この条例で「保護者」とは、子どもの親、裁判所が親の代わりであると認めた人などで、子どもと生活をともにして実際の養育と世話をします。

(6)この条例で「養護者(☆4)」とは、障害のある人を実際に養い世話をします人で、保護者と福祉サービスで働く人を除きます。

(7)この条例で「合理的配慮(☆5)に基づく措置」とは、次のように定めます。

障害のある人が、障害によって毎日の生活に必要な活動をしやすくするために、器具を提供することや建物や設備を改修することなど、障害のある人を取り巻く環境を整える手立てを行うことです。

しかし、このような手立てにあまりにもたくさんのお金や大きな負担がかかる場合は除きます。た

たとえば、次の二つです。

一つは、障害のある人がお店や会社で働くとき、お店や会社にとって変えることのできない仕事の内容や時間があって、それが障害のある人の事情とどうしても合わない場合です。

もう一つは、すでに建っている建物を障害のある人が利用できるようにするためには、建物をそっくり建て替えなければならないようなときです。

☆3…さまざまな原因によって、生まれつきまたは小さい頃に現れる脳のはたらきの障害。

☆4…障害のある人の世話やお金の管理などをしている家族や親族、同居する人のこと。

☆5…障害のある人に、障害のない人と同じような活動ができるよう、調整や変更といった適切な配慮をすること。たとえば、視覚障害者に点字、音声資料を提供したり、知的障害者向けに難しい文書を分かりやすくする、などのこと。

(8)差別この条例で「差別」とは、次のア～クのことと、障害のある人を取りまく環境を整える手立て（合理的配慮に基づく措置）を行わないと、授業や試験を受けることができなくなるなど、不利益となることが分かっているのに、必要な手立てを行わないことです。

ア障害のある人の氏名、住所、電話番号、家族の状況、生まれてからこれまでにあった事実などを、勝手に用い、誰かに知らせてしまうことによって、障害のある人に苦痛や困難をもたらすこと。

イ障害のある人の教育では、次の三つが差別となります。

（ア）障害のある人とその教育について、確かな考えや十分な理解がないまま、障害のある人にとって必要で適切な指導や支援を行わないこと。

（イ）障害のある人とその保護者の意見を聴かず、また必要な説明をしないまま、入学する学校を決めてしまうこと。

ウ障害のある人を雇用することと、障害のある人にお仕事をしてもらうことについては、次の三つが差別となります。

（ア）募集（人を雇うために広く呼びかけて人を集めること）や採用（誰を雇うかを決めること）のときに、正当な理由はないのに、障害を理由にして、募集から外したり、雇うことを断ったり、身勝手な決まりを押しつけること。

（イ）正当な理由はないのに、障害を理由にして、働いている人をやめさせたり、仕事をやめさせようとしたりすること。

エ正当な理由もないのに、障害を理由にして、次の①～④のサービスや商品の提供、取引を断ること。

①心と体の健康を守るために必要な保健と医療のサービス

②毎日の生活をおくるために必要な福祉サービス

③だれもが利用し買うことのできる商品とサービス

④街で暮らすために必要な住まいの場に関する取引

オみんなが利用するために設けられた建物、施設、公共交通機関（電車、バス、タクシーなど）を利用しようとするとき、障害を理由にして、これらの利用を断ることや一部の利用に限ること。しかし、すでに建っている建物や施設を障害のある人が利用できるようにするためには、建物をそっくり建て替えなければならないときや、障害のある人の生命や安全を守る必要のあるときなどの理由があるときは除きます。

カ正当な理由もなく、障害を理由にして、障害のある人の毎日の生活に必要な情報を提供することを断ったり、一部の情報の提供に限ったりすること。

キ障害のある人が毎日の生活の中で、自分の考えや気持ちをまわりの人に伝えようとするとき、正当な理由もなく、障害を理由として、それぞれの人にふさわしいコミュニケーション（たとえば、手話、点字、筆談、ファックス、メールなど）を行わずに、コミュニケーションをこぼんだり、一部のコミュニケーション手法に限ったりすること。

クこれまでのア～キのほかに、正当な理由もないのに、障害を理由にして、障害のある人が障害のない人に比べて、損をしたり困ったりすることを行うことや行おうとすること。

(9)虐待この条例で「虐待」とは、次のア～カの行いです。

ア障害のある人の体を傷つけるか、傷つけるおそれのある暴力をふるうこと。

イ障害のある人の気持ちをふみにじって、性的な嫌がらせや暴力をすること、結婚などを妨げること。

ウ障害のある人にひどい暴言を吐いたり、無視したりすることによって心を傷つけること。

エ障害のある人が弱ってしまうほど食事を減らすことや、かわりや支えが必要なのに長い時間そのまま何もしないでいること。

オ障害のある人の財産（現金、預貯金、年金、土地、建物など）を勝手に使ってしまったたり、横取りしたり、売り払ったりすること。

カ保護者、養護者、そして福祉サービスで働く人が、ア～オまでのことを知りながら何もせずに障害のある人を放っておくことや、障害のある人が損をしたり病気になったりケガをしてしまうことが明らかな状態が続いているのに、そのまま何もしないでいること。

(10)この条例で「後見的支援(☆6)を要する障害者」とは、福祉サービスなどを自分だけの力では決めて利用することができないために、毎日の生活に困難を抱える障害のある人で、保護者や養護者のいない人や、毎日の実際の世話をだれからも受けていない人です。

☆6…自分だけで物事を判断することができない人に代わって、裁判所に認められた人が法的手続きなどを手伝えること。

第3条（基本理念）

1 障害のある人への差別をなくし、虐待が起こらないようにするための取り組みでは、次のことを大事な考え方とします。

それは、市、市民、事業者、そして障害のある人に関係のあるさまざまな機関（医療、保健、福祉、教育、仕事に関係する障害のある人に支援を行う組織のことです）のみんなが、障害のある人が自分らしく生きる権利をもつことを認め、その権利をかけがえのないものとして守り、それぞれの障害に対する正しい理解をもって取り組むことです。

2 障害のある人の権利を守り、障害のある人が自分で考えて決めることや、社会でさまざまな活動することを支える取り組みは、市、市民、事業者、そして障害のある人に関係のある機関のみんなが、手を取りあって協力しながら推し進めなければなりません。この取り組みでは、障害のある人自身が決めて選んだことを大切にしなければなりません。

3 障害のある人の権利を守り、障害のある人が自分で考えて決めることや、社会でさまざまな活動することを支える取り組みは、障害のある人が市民の一員として地域で生活し、それぞれの人にふさわしい役割を果たすことができるように推し進めなければなりません。

第4条（市の責務）

さいたま市は、第3条の考え方にしたがって、この条例の目的をとげるために、さまざまな法律をうまく活用し、市役所の人たちみんなが手を取りあい協力しあうことによって、障害のある人の権利を守り、障害のある人が自分で考えて決めることや、社会でさまざまな活動することを支えるためのさまざまな取り組みを、計画的に推し進めなければなりません。

第5条（市民等の責務）

市民と事業者は、第3条の考え方にしたがって、障害のある人への理解を深め、障害のある人の権利をかけがえのないものとして守り、みんなが共に気持ちよく安心して暮らすことのできる地域をつくりあげるように努めなければなりません。

第6条（計画の策定等）

市長は、この条例にもとづくさまざまな取り組みを、計画的に推し進めるために、さいたま市障害者総合支援計画(☆7)をつくり、毎年、さいたま市障害者政策委員会(☆8)に計画の進み具合を報告しなければなりません。

☆7…障害のある人への差別や虐待を防止する取り組みや、障害のある人が自分で考えて決めることと、社会でさまざまな活動をするのを支えるための取り組みを計画的に進めるために作られた計画。

☆8…さいたま市の障害のある人に対する取り組みや条例がどのくらい推し進められているのかをチェックする機関。

第7条（市民相互の意見交換等）

- 1 市長は、障害のある人にかかわる取り組みについて、市民が意見を言ったり、話しあったりする場を設けます。
- 2 このように市民が意見を言ったり、話しあったりした内容は、市長がさいたま市障害者政策委員会に報告しなければなりません。

第8条（顕彰）（☆9）

市は、障害のある人への理解を深め広めることに、みんなの手本となるようなことをしている人に目をとめて、そのことを市民に広く知らせるようにします。

☆9…よいことをした人とその内容を大勢の人に知らせること。

第2章 障害のある人の権利を守ること

第1節 障害のある人への差別を禁止することなど

第9条（差別の禁止）

すべての人は、障害のある人への差別をしてはいけません。

第10条（申立て）（☆10）

- 1 障害のある人は、自分が差別されたと思ったとき、障害者の権利の擁護に関する委員会（後の第15条に書いてあります。以下に出てくるものもこれと同じです）が差別をなくすための助言や働きかけを行ってくれるよう、市長に申し立てることができます。
- 2 次の人は、障害のある人が差別されたと思ったとき、障害者の権利の擁護に関する委員会が差別をなくすための助言や働きかけを行ってくれるよう、市長に申し立てることができます。ただし、障害のある本人が「申し立てをしないで欲しい」と思っていることが明らかなときは、申し立てをしなくてもかまいません。
 - (1)障害のある人の保護者
 - (2)障害のある人の養護者
 - (3)障害のある人に関係のある事業者と機関（医療、保健、福祉、教育、仕事などに関係する障害のある人の支援を行う組織のことです）
- 3 次の三つにあてはまるときはのぞきます。
 - (1)行政機関（国、埼玉県、さいたま市の役所や機関）に差別されたと思ったときで、行政不服審査

法(☆11)など、ほかの法律によって手続きが決められているとき。

(2)差別されたと思ってから3年以上たったとき（3年以上たってしまうと、事実の確認が難しくなるからです）。ただし、3年以上がまんをし続けなければならなかったような、特別の事情があるときは、申し立てをすることができます。

(3)差別されたと考えた事実が、犯罪として捜査されているとき（これは、警察署や検察庁が問題を明らかにするからです）。

4 前にある1と2の市長への申し立てが、3にあてはまるようになったときには、市長への申し立てはなかったものとします。

☆10…行政機関に対して意見や希望を言うこと。

☆11…行政機関に申し立てを行うときのきまり。

第11条（事案の調査）

1 差別されたと思った人の申し立てを受けた市長は、どのような事実があるのかを確かめて明らかにするために調査をすることができます。この調査は、市長が市の職員に命じて、障害者生活支援センター(☆12)の職員といっしょに協力しながら進めることができます。このとき、差別に関係する人で調査される人は、市や障害者生活支援センターの職員に協力しなければなりません。

2 市長は、この調査に協力しない人に、調査に協力するよう強く促すことができます。

☆12…障害のある人やその関係者が生活する上で困っていることなどを相談する機関。

第12条（助言及びあっせん）

1 申し立てのあった差別についての事実を調査した上で、どのようにすればうまく問題が解決するかを検討する必要があるとき、市長は、障害者の権利の擁護に関する委員会の人たちに話しあってもらい、差別をなくすための知恵を出してもらうことにします。

2 障害者の権利の擁護に関する委員会は、十分に話しあった上で、障害のある人や差別をしている人に差別をなくすために必要な工夫や手立てを提案すること（助言）や、障害のある人と差別をしている人の間に入って仲をとりもちながら差別をなくすために必要な手立てを行います（あっせん）。

3 障害者の権利の擁護に関する委員会は、よりよい助言やあっせんをするために、障害のある人や差別をしている人などに委員会への出席を求め、意見や説明を聞いたり、資料を出したりするよう求めることができます。

第13条（勧告）

1 差別をしている人が、障害者の権利の擁護に関する委員会の助言やあっせんに従わないとき、委員会は、市長が差別をしている人に差別をやめるように強くすすめること（勧告）を求めることがで

きます。

- 2 市長は、委員会から求められたとき、差別している人に差別をやめるように強く助言します。

第14条（公表）

- 1 市長が差別をしている人に差別をやめるように強く促しても、差別をやめないとき、市長は、差別をしている人に差別をやめるよう強く促したことを、市民に広く知らせることができます（公表）。
- 2 市長は、差別している人のことを市民に広く知らせる前に、差別している人が自分の意見を述べる機会を必ず設けなければなりません。ただし、市長が意見を聞こうとしているのに、差別している人がどうしても意見を述べにこないときには、市長は差別している人の意見を聞かなくてもかまいません。

第15条（委員会の設置等）

- 1 市長は、障害のある人への差別がなくなるようにするための知恵や工夫を話しあってもらうための委員会を設けます。これが、障害者の権利の擁護に関する委員会です。
- 2 この委員会は、10人以内の委員でつくります。
- 3 この委員会の委員は、次のような立場の人から選んで、市長が委員になることをお願いします。
 - (1)障害のある人の権利について専門的な知識や経験のある人
 - (2)障害のある人
 - (3)事業者を代表する人
 - (4)障害のある人にかかわりのある団体を代表する人
 - (5)市民
 - (6)障害のある人にかかわりのある行政の職員
 - (7)さいたま市の職員
- 4 委員の仕事は2年間とします。しかし、何回もくり返し委員になることもあります。
- 5 委員が途中ですることができなくなった場合は、代わりの人に委員をお願いします。代わりの委員になった人の期間は、前の人のものをそのまま引きつぎます。
- 6 この委員会の運営に必要なくわしいことは、別の決まりに定めます。

第2節 障害のある人への虐待を禁止することなど

第16条（虐待の禁止）

すべての人は、障害のある人に虐待をしてはいけません。

第17条（通報）

- 1 市民、事業者、そして障害のある人に関係のある機関の人たちは、障害のある人が虐待を受けていると考えたとき、いち早く市長に知らせなければなりません。
- 2 事業者と障害のある人に関係する機関は、市長に虐待を知らせた職員や従業員に、虐待を知らせたことを理由に、仕事を辞めさせるなど、不利益になることをしてはなりません。

第18条（通報を受けた場合の措置等）

- 1 市長は、虐待の知らせを受けたとき、市と障害者生活支援センターの職員を協力させて、障害のある人の安全をいち早く確かめるようにします。
- 2 市長は、法律（社会福祉法(☆13)、障害者総合支援法(☆14)など）にしたがって、虐待から障害のある人を守るための支援を行います。

☆13…社会福祉の目的や理念、原則などに関する法律。

☆14…障害のある人が毎日の生活をおくることができるように、必要な障害福祉サービスなどの支援を行うことを目的とした法律。

第19条（立入調査）

- 1 市長は、虐待によって障害のある人の生命や身体に危険があると考えるとき、市の職員を障害のある人の居るところに立ち入らせて、どのようになっているのかを確かめ、虐待にかかわりある人たちに質問させることができます。
- 2 市長が、市の職員を障害のある人の居るところに立ち入らせて、虐待について調べたり、質問させたりするとき、次の人たちは協力しなければなりません。
 - ①障害のある人の保護者
 - ②障害のある人の養護者
 - ③事業者
 - ④障害のある人に関係する機関（医療、保健、福祉、教育、就労などの領域で、障害のある人の支援を行う組織のことです）
- 3 障害のある人の居るところに立ち入って、虐待についての調べと質問を行う職員は、身分証明書（市役所や障害者生活支援センターの職員であることを明らかにする書類）を持っていなければなりません。そして、虐待にかかわりのある人から求められれば、この身分証明書を見せなければいけません。
- 4 障害のある人の居るところに立ち入って、虐待のことを調べたり質問したりすることは、障害のある人を支援するために行うものであり、犯罪捜査のためにするものではありません。

第20条（体制の整備）

- 1 市は、虐待の知らせを受け、いち早く事実を確かめ、障害のある人への支援をすることができるための仕組みを整えます。
- 2 市は、虐待のことで困っている障害のある人とその保護者や養護者が、安心して相談でき、問題を解決するための知恵や工夫を示し、解決に導くための仕組みを整えます。

第21条（虐待防止の取組状況の公表）

市長は、毎年、虐待の知らせがあった件数、虐待が確かめられた件数、虐待のようす、虐待への支援について、市民に事実を広く知らせます。

第3章 障害のある人の自立および社会参加のための支援について

第22条（障害者等への総合的な支援等）

- 1 さいたま市は、障害のある人が地域でより自分らしい生活を安心しておくことができ、障害のある人の家族の負担がなくなるように、さまざまな支援を計画的に行わなければなりません。
そのために、市は、障害のある人が毎日の生活での悩みや困っていることを明らかにし、さまざまな障害の特徴を理解していなければなりません。
 - 2 障害のある人に関係する福祉のサービスや仕事を行う人たちは、自分たちのサービスが障害のある人にとってよりよいものとなるように努力しなければなりません。また、障害のある人とその家族が、地域でより自分らしい生活を安心しておくために必要なサービスを行うように努力しなければなりません。
 - 3 市と障害者生活支援センターは協力して、障害のある人とその家族が地域でより自分らしい生活を送ることができるように、さまざまな支援が受けられるように整えなければなりません。
そのためには、支援に携わる人たちが、専門技術と職業倫理(☆15)を深め、地域の福祉サービスの現実を十分に理解し、不足するサービスを明らかにして増やすための努力をしなければなりません。
ここでは、別に定めるさいたま市障害者相談支援指針(☆16)をよく理解し、すべての支援者が協力して、障害のある人の求めるサービスが行われるように努力することが大切です。
- ☆15…働くうえで従うべき行動の基準。
- ☆16…支援者が障害のある人やその関係者などから相談を受けたときに、どのような手順で対応すればよいかを示したもの。

第23条（成年後見制度(☆17)等の利用の支援等）

- 1 市は、自分でお金を管理することができなかつたり、福祉サービスなどを利用することができなかつたりするために、安心して生活をおくることができない障害のある人に、成年後見制度とあんしんサポートさいたま(☆18)が利用できるようになる支援を行わなければなりません。
 - 2 市は、成年後見制度とあんしんサポートさいたまで障害のある人の支援を行える人を増やすようにしなければなりません。
- ☆17…認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守るための援助者（成年後見人といいます）を選ぶことで、法律的に支援する制度。
- ☆18…生活していく上で、1人で物事を判断することに不安がある高齢者や知的障害・精神障害などのある方が、安心して生活がおくれるように生活支援員が定期的に訪れて、援助をする制度。

第24条（障害者の居住場所の確保等）

- 1 市は、障害のある人が住みたいと考えた地域で生活をおくることができるよう、障害のある人にふさわしい住まいを用意し、そこで住み続けることができる手立てを行わなければなりません。
- 2 土地や建物の取引を行う仕事に携わる人は、市と障害者生活支援センターと協力しあって、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活をおくることができる住まいの提供に努力しなければなりません。

第25条（意志疎通等が困難な障害者に対する施策等）

- 1 市は、気持ちと考えを伝えあうことや、情報のやりとりで困難のある障害のある人に、インターネットやパーソナルコンピュータの利用がしやすくなる環境を整えるなど、さまざまな必要な手立てを行わなければなりません。
- 2 市は、市の行事や情報のやりとりを行うとき、それぞれの障害の特徴にふさわしい手立てを行います。
- 3 事業者は、障害のある人が毎日の生活をおくるために必要なサービスを提供するとき、障害のある人との伝えあいと情報のやりとりについて、それぞれの障害の特徴にふさわしい手立てを行います。
- 4 市は、災害が発生したときや緊急のことがあったとき（地震、台風、洪水などで避難が必要なときなど）、障害のある人といち早く情報をやりとりできるようにするための調査を行い、それぞれの障害の特徴を理解し、それぞれの障害にふさわしい手立てを行わなければなりません。

第26条（障害者の社会参加の機会の拡大）

- 1 市は、障害のある人の移動の支援について、市民、事業者、障害のある人に関係する機関と協力し

あい、障害のある人の社会参加の機会を拡大するために必要な手立てを行うよう努力しなければなりません。ここで市は、障害のある人が地域で生活を送るうえで何に困っているのかを明らかにし、それぞれの障害の特徴を理解しておかなければなりません。

- 2 市は、道路、建物、施設の整備と管理を行う上で、障害のある人が安心して利用できるように、それぞれの障害の特徴にふさわしい手立てを尽くさなければなりません。
- 3 建物、施設、公共交通機関を管理している事業者は、障害のある人が安心して利用できるように、それぞれの障害の特徴にふさわしい手立てを行います。

第27条（生涯にわたる支援）

市は、障害のある人が生まれてから高齢者になるまでの生涯にわたって、障害のある人が、必要で適切な支援を利用できるようにしなければなりません。

第28条（障害者への保育等の実施）

市は、障害のあるそれぞれの人に必要な支援の中身を十分に理解した上で、さまざまな支援機関が協力しあい、障害のある人が必要な保育や療育(☆19)を利用できるようにしなければなりません。

☆19…医療や教育などを通じて、障害のある子どもが社会で自立できるように育むこと。

第29条（障害者に対する包括的な教育(☆20)の実施等）

- 1 市と市立の学校は、障害のある人に包括的な教育を行わなければなりません。
- 2 市と市立の学校は、障害のある人が生活をおくるそれぞれの地域で、必要な教育を利用できるようにする努力をしなければなりません。
- 3 市と市立の学校は、さいたま市のすべての教職員が障害のある人への理解を深めるようにしなければなりません。
- 4 市は、学校教育と社会教育(☆21)の中で、障害のある人への理解がすべての市民に広まるようにしなければなりません。

☆20…障害のある人の障害の特徴にあわせて教育の内容や方法について必要な支援を行う教育。

☆21…学校以外で行われる教育。

第30条（障害者の就労支援）

- 1 市は、障害のある人が働いて自立した生活をおくることができるようにするために、就労に必要な相談と支援が行える仕組みを整えなければなりません。ここでは、さまざまな福祉サービスを提供する事業者と市が協力しあい、仕事への支援と生活への支援が連携して、継続的に行われなければなりません。
- 2 事業者は、それぞれの障害の特徴を理解して、障害のある人の雇用の場を増やし、障害のある人が

就労したところで落ち着いて働き続けることができるように努力しなければなりません。

第31条（自立支援協議会の設置）

- 1 市は、障害のある人がさいたま市で安心して自分らしく生活をおくることができるように支援する（このことを「地域生活支援」といいます）ための知恵や工夫を話しあう、さいたま市地域自立支援協議会を設けます。
- 2 さいたま市地域自立支援協議会は、次の四つのことを話しあい、市長に提案します。
 - (1)障害者が地域で暮らすために必要なサービスや事業を増やすことや新しくつくるべきことを明らかにすること。
 - (2)障害者の地域での暮らしをよりよくするために、さいたま市が行うべきことを明らかにすること。
 - (3)障害者の地域での暮らしをよりよくするための方法と仕組みを明らかにする研究をすること。
 - (4)障害者が地域で暮らすために取り組んでいる市と障害者生活支援センターの職員に、よりよいサービスとなるような助言をすること。
- 3 地域自立支援協議会は、12人以内の委員でつくります。
- 4 委員は、次のような立場の人から選んで、市長が委員になることをお願いします。
 - (1)障害のある人の地域生活について専門的な知識と経験のある人
 - (2)障害者生活支援センターを代表する人
 - (3)事業者を代表する人
 - (4)障害のある人にかかわりのある団体を代表する人
 - (5)障害のある人にかかわりのある行政の職員
 - (6)さいたま市の職員
- 5 委員の仕事は2年間とします。ただし、再び委員になることもあります。
- 6 委員が途中でできなくなった場合は、代わりの人に委員をお願いすることになります。代わりの委員になった人の期間は、前の人のものをそのまま引きつぎます。
- 7 この委員会の運営に必要なくわしいことは、別の決まりに定めます。

第4章 その他のこと

第32条（委任）

この条例を実際に行うときに必要なくわしいことは、別の決まりに定めます。

《用語集》

★ノーマライゼーション

障害のある人の住まいをはじめ、学ぶこと、働くことや趣味やスポーツなど、ふだんの暮らしをできるかぎり障害のない人と同じようにすること。

★バリアフリー

障害のある人や高齢の方などが社会で生活する上で、妨げとなる段差などの物理的な障害を取り除くための手立て、もしくは実際に障害を取り除いた状態のこと。

★ユニバーサルデザイン

言葉や文化の違い、年齢や性別といった違い、障害のあるなしに関わらず、誰にでも利用することができる建物や製品、情報提供の設計やデザインのこと。

★社会モデル

「障害」を個人に問題があるのではなく、周りの環境によって制約を受けている状態としてとらえる考え方。たとえば、車いすを使っている人が電車に乗ろうとしたときに、駅にエレベーターが設置されていないために電車に乗ることができなかった場合、その人は周りの環境によって制約を受けており、障害のある人といえます。